

映画DVD製造等仮処分事件：東京地裁平 18(ヨ)22044 平成 18 年 7 月 11 日民 47 決定（申立却下）[特許ニュース平成 18 年 8 月 9 日号]

〔キーワード〕

著作権の存続期間，映画の著作権の存続期間，著作権の存続期間の起算と終期

〔事 実〕

1 前提となる事実及び法律関係

(1) 債権者（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション）は，映画の制作及び配給等を主たる事業とするアメリカ合衆国法人であり，債務者（株式会社ファーストトレーディング）は，保護期間が満了した映画のDVD商品の製造販売を主たる事業とする株式会社である（争いが無い）。

(2) 債権者は，昭和 28 年，「ローマの休日」と題する映画（以下「本件映画 1」という。）及び「第十七捕虜収容所」と題する映画（以下「本件映画 2」といい，本件映画 1 と併せて「本件映画」という。）を制作して，それぞれ，同年中にアメリカ合衆国において，最初に公表し，著作権登録を了した（甲 1 ないし 4）。

(3) アメリカ合衆国は，昭和 27 年 4 月 28 日に発効した「日本国との平和条約」25 条に規定する連合国であり，我が国との間で，同条約 12 条に基づいて，「平和条約第 12 条に基づく著作権に関する内国民待遇の相互許与に関する日米交換公文」及び「附属書簡」（以下「日米暫定協定」という。）を締結した。

昭和 31 年 4 月 28 日，我が国についても，「万国著作権条約」が発効して，締約国であったアメリカ合衆国との間で，同条約が適用されることとなり，同日，万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（以下「万国特例法」という。）が施行された。

旧著作権法（明治 32 年法律第 39 号）は，暫定的に 4 回にわたり保護期間を延長する旨の改正がされ，独創性のある映画の著作物については，最終的に公表から 38 年とされた。その後，同法は全面改正されて，昭和 46 年 1 月 1 日，現行の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）が施行された。（顕著な事実）

(4) 本件映画は，万国特例法施行前，日米暫定協定により，旧著作権法で保護され，万国特例法施行以後も，万国特例法 11 条により，引き続き同一の保護を受けてきた。その保護期間については，旧著作権法によって，独創性のある著作物として，最終的に公表から 38 年とされ，現行の著作権法の施行により，その保護期間が公表後 50 年を経過するまでの間（なお，終期の計算は，公表

された日の属する年の翌年である昭和29年から起算する。)とされた(争いが無い)。

(5) 映画の著作物の保護期間については、平成15年法律第85号(以下「本件改正法」という。)により、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年〔中略〕を経過するまでの間、存続する。」(54条1項)と改正された。

本件改正法は、平成16年1月1日から施行され(附則1条)、映画の著作物の保護期間についての経過措置として、附則2条に、「改正後の著作権法〔中略〕第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」と規定されている。(顕著な事実)

(6) 債務者は、平成17年10月ころから、本件映画1を複製した別紙物件目録記載1のDVD商品及び本件映画2を複製した同目録記載2のDVD商品(以下、併せて「本件DVD」という。)を日本国内で製造頒布している。本件DVDは、債務者の卸した書店やレコード店等において、保護期間の満了したパブリックドメインに帰属する著作物の扱いで、格安の価格にて販売されている。(争いが無い、審尋の全趣旨)

2 事案の概要

本件は、債権者が、債務者に対し、本件映画の著作権に基づき、債務者の本件DVDの製造頒布行為につき著作権(複製権及び頒布権)侵害を理由として差止め等を求める仮処分事件である。債権者が、本件映画の著作権の存続期間は本件改正法により延長された旨主張するのに対し、債務者は、本件改正法の施行の際本件映画の著作権は消滅している旨を主張して、これを争う事案である。

3 争点

本件映画の保護期間。すなわち、本件改正法の施行の際、本件映画について、現に改正前の著作権法による著作権が存していて本件改正法が適用されるか、それとも著作権が消滅していたか(本件改正法附則2条)。

〔判 断〕

1 適用される法

(1) 本件の債権者はアメリカ合衆国法人であり、本件映画は同国において最初に公表されたものである。我が国とアメリカ合衆国は、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(以下「ベルヌ条約」という。)に加盟している(顕著な事実)。

著作権に基づく差止請求は、著作権の排他的効力に基づくものであり、その

法律関係の性質は、著作権を保全するための救済方法と決定すべきである。著作権を保全するための救済方法の準拠法に関しては、ベルヌ条約5条(2)により、保護が要求される国の法令の定めるところによる。よって、我が国における本件DVDの製造頒布行為の差止請求の準拠法は、ベルヌ条約5条(2)にいう「保護が要求される同盟国」である我が国の法律である。そして、本件映画は、著作権法6条3号により、我が国の著作権法による保護を受ける。

また、本件映画の保護期間については、ベルヌ条約7条(8)本文により、「保護が要求される同盟国」である我が国の法律が適用される。

(2) 映画の著作物の保護期間について、平成15年法律第85号(本件改正法)による改正前の著作権法(以下「改正前の著作権法」という。)54条1項は、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年〔中略〕を経過するまでの間、存続する。」と定めていたところ、本件改正法により、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年〔中略〕を経過するまでの間、存続する。」と改正された。本件改正法附則1条は、「この法律は、平成十六年一月一日から施行する。」と定め、映画の著作物の保護期間についての経過措置として、附則2条は、「改正後の著作権法〔中略〕第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」旨定めている。

保護期間の計算方法については、「〔前略〕第五十四条第一項の場合において、〔中略〕著作物の公表後五十年〔中略〕の期間の終期を計算するときは、〔中略〕著作物が公表され〔中略〕た日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。」とされている(改正前の著作権法57条)ほか、民法の通則的な規定によることになる。

なお、著作権法58条には、ベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国である外国を本国とする著作物で、その本国において定められる著作権の存続期間が51条から54条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による旨規定されているが、本件映画については、アメリカ合衆国において定められる著作権の存続期間が未だ経過していない(甲1ないし4,9)。

2 本件映画の保護期間について

(1) 本件改正法附則2条の適用関係

本件映画の保護期間の終期の計算については、本件映画が公表された日の属する年の翌年である昭和29年から起算する(著作権法57条)。そして、改

正前の著作権法54条1項によれば、映画の著作物の著作権は、公表後50年を経過するまでの間存続するから、年による暦法的計算をして(民法143条1項)、50年目に当たる平成15年が経過するまでの間存続することになる。期間は、その末日の終了をもって満了する(同法141条)から、改正前の著作権法の下では、本件映画の著作権は、平成15年の末日である同年12月31日の終了をもって、存続期間の満了により消滅する。

本件改正法は、平成16年1月1日から施行され(附則1条)、本件改正法附則2条は、「この法律の施行の際」と規定しているところ、「施行の際」とは、附則1条の施行期日を受けた平成16年1月1日を指すものである。そして、附則2条の規定は、この法律の施行期日である平成16年1月1日において、現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物か、又は、現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物かによって適用を分ける趣旨のものと解される。

本件映画の著作権は、改正前の著作権法によれば、上記のとおり、平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了するから、本件改正法が施行された平成16年1月1日においては、改正前の著作権法による著作権は既に消滅している。よって、本件改正法附則2条により、本件改正法の適用はなく、なお従前の例によることになり、本件映画の著作権は、既に存続期間の満了により消滅したものとわざるを得ない。

(2) 債権者の主張1について

債権者は、本件映画の本来の保護期間が平成15年12月31日午後12時までであって、平成16年1月1日午前零時と同時であるから、本件改正法の施行の際、現に改正前の著作権法による著作権が存していた旨主張し、文化庁長官官房著作権課も、同様の見解を表明している(甲5,6)。

確かに、本件映画の保護期間の満了を「時間」をもって表現すれば、平成15年12月31日午後12時となる。しかしながら、著作権法54条1項及び57条の規定は、「年によって期間を定めた」(民法140条)ものであって、「時間によって期間を定めた」(同法139条)ものではない。年によって期間を定めた場合は、「期間は、その末日の終了をもって満了する。」(同法141条)とされるから、あくまでも、保護期間の満了を把握する基本的な単位は「日」となるというべきである。

そして、本件改正法附則2条の規定は、この法律の施行期日である平成16年1月1日において、映画の著作物の著作権の存否を問題とするものである。本件改正法が同日午前零時から施行されて効力を有するとしても、著作権の存否を「年によって期間を定め」、「末日」の終了をもって満了することを前提とする限り、本件映画について、平成16年1月1日まで著作権が存続していた

ということとはできない。

そもそも、本件改正法の附則中に、映画の著作物の著作権の存否を問題とするに当たって、一瞬を指す意味の「時間」の単位でとらえるべきであるとする文理上の手がかりはない。また、本件改正法が平成16年1月1日午前零時の瞬間から施行されるとしても、「施行の際」との文言によって、その施行の一瞬を切り取るべきものでもない。

なお、時間の概念として、前日の午後12時と翌日の午前零時の指す時刻は同時であって、同一時刻をそれぞれ両日のうちの一方の日からみた表現であるとしても、その時刻を平成15年12月31日午後12時ととらえれば本件映画の著作権は存しているということができて、この時刻を平成16年1月1日午前零時ととらえる以上、本件映画の著作権は消滅したものといわざるを得ない。

このことは、法制一般について、「この法律は、平成11年3月31日限り、その効力を失う。」と規定されている場合に、平成11年3月31日午後12時まで効力を有し、同年4月1日午前零時に効力を失うと解釈されていることからも明らかである(乙2,3)。以上のとおり、本件改正法附則2条の適用関係に関する債権者の解釈及び文化庁の見解は、文理解釈上、採用することができない。

(3) 債権者の主張2(1)について

ア 債権者は、現行の著作権法の立法過程において、政府委員が債権者の解釈を前提とした答弁をしているなど、このような解釈に立脚して、遅くとも昭和46年から今日まで、このような解釈を前提とする著作権実務が運用されてきている旨主張する。

イ 前記第2の1の事実疎明資料(甲25ないし39,乙1)を総合すれば、次の事実が認められる。

(ア) 旧著作権法(明治32年法律第39号)は、昭和37年法律第74号(同年4月5日公布,同日施行),昭和40年法律第67号(同年5月18日公布,同日施行),昭和42年法律第87号(同年7月27日公布,同日施行)及び昭和44年法律第82号(同年12月8日公布,同日施行)により、暫定的に4回にわたり保護期間の延長が実施された。

これらの暫定的な延長は、昭和37年に著作権法の改正に着手し、その全面改正の実施までの間に著作物の保護期間が満了する著作権者の救済のためなされたものであり、衆議院文教委員会及び参議院文教委員会において、国務大臣等から、その旨の説明が繰り返し行われている(甲25ないし33,乙1)。

(イ) 第63回国会衆議院文教委員会(昭和45年3月11日開催)及び同国会参議院文教委員会(同年4月14日開催)において、A国務大臣は、昭和3

7年以降の改正作業中に保護期間の経過によって権利の消滅する著作権者を救済するため、4回にわたり暫定延長の措置が講ぜられたことを説明した。また、B政府委員（文化庁次長）は、従来の保護期間の暫定延長の措置をも考慮して、現行の著作権法が昭和46年1月1日から施行され、旧著作権法による著作権の消滅しているもの以外のすべての著作物に適用されるものであることを説明した。なお、現行の著作権法の立法に際し、上記説明のほかは、旧著作権法による著作権が消滅している著作物あるいは存続している著作物の公表時期等に関する言及はなく、昭和45年12月31日に保護期間が満了する著作物につき昭和46年1月1日に施行された現行の著作権法が適用されるか否かに関する説明や質疑はされていない（甲34, 35）。

(ウ) 上記(イ)のような審議を経て、昭和45年、旧著作権法は全面改正されて、著作物の保護期間が原則50年とされ、昭和46年1月1日、現行の著作権法（昭和45年法律第48号）が施行された。そして、附則2条1項に、「改正後の著作権法〔中略〕中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法〔中略〕による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。」との規定が設けられた（顕著な事実）。

(エ) 第112回国会衆議院文教委員会（昭和63年5月18日開催）において、C政府委員（文化庁次長）は、昭和46年から現行の著作権法が施行され、かつて写真の著作物の保護期間が13年であった関係で、昭和32年以降に公表されたものの著作権が存することを説明した（甲36）。

第120回国会衆議院文教委員会（平成3年3月15日開催）において、D政府委員（文化庁次長）は、昭和32年以降に公表された写真の著作物が現行の著作権法下でも公表後50年間保護されて、保護期間が平成19年までであることを説明した（甲37）。

第139回国会衆議院文教委員会（平成8年12月12日開催）及び同国会参議院文教委員会（同月17日開催）において、E政府委員（文化庁次長）は、昭和31年までに公表された写真の保護期間が満了していることを説明した（甲38, 39）。

(オ) 本件改正法の国会における審議の会議録には、本件改正法附則2条の適用関係に関する記載及び保護期間を延長した場合に対象となる映画又はその公表時期に関する記載はない（審尋調書（第2））。

ウ 上記イ(ア)認定のとおり、旧著作権法下における4回にわたる暫定的延長に関する改正法の施行期日は、いずれも1月1日ではなかったため、昭和37年12月31日をもって満了する予定であった著作物の保護期間が、4回にわたり延長されたことになる。それによれば、現行の著作権法は、昭和37年以来4回にわたる暫定的延長を受けて引き続き著作権を保護することを前提とし

ていたことが推認されなくはない。しかし、上記イ(イ)認定のとおり、現行の著作権法それ自体についてみれば、立法に際し、国会の審議において、昭和45年12月31日に保護期間が満了する著作物につき現行の著作権法が適用されるか否かに関し、具体的な説明も質疑もされておらず、上記イ(ウ)認定の経過措置の規定の文言をもって、昭和45年12月31日に保護期間が満了する著作物につき昭和46年1月1日に施行された現行の著作権法が適用されるということは、少なくとも文理解釈上は、困難である。なお、上記イ(エ)認定の政府委員の各説明は、現行の著作権法が成立した後の時点において、現行の著作権法の適用につき文化庁の見解を述べたものにすぎない。

仮に、現行の著作権法施行の際の適用関係について、当初昭和37年12月31日に保護期間が満了する予定であった著作物を現行の著作権法によって引き続き保護したいという立法者意思を認め、合目的に、昭和45年12月31日に保護期間が満了する著作物につき昭和46年1月1日に施行された現行の著作権法が適用されると解するとしても、本件改正法附則2条につきこれと同様に解すべき立法者の意思を汲み取ることは困難である。すなわち、上記イ(オ)のとおり、本件改正法の国会における審議の会議録には、本件改正法附則2条の適用関係に関する記載や、保護期間を延長した場合に対象となる映画やその公表時期に関する記載はなく、本件改正法の適用関係について、国会における立法段階での具体的な審議はされていないものと推認される。よって、本件改正法附則2条については、平成15年12月31日に保護期間が満了する著作物を保護するためのものであったという立法者意思を認めることはできない。

(4) 債権者の主張2(2)について

債権者が提出した文献のうち、文化庁長官官房著作権課「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～平成17年度」(甲15)及び文化庁「著作権法入門(平成16年版)」(甲16)には、文化庁長官官房著作権課「解説著作権法の一部を改正する法律について」コピーライト2003.8号(甲5)と同様、昭和28年に公表された映画の著作物にも、保護期間を公表後70年とする本件改正法が適用されることが明記されている。しかしながら、上記各文献の見解は、文化庁の見解を示したものにすぎず、法案を提出した文化庁が主観的にそのような意図を有していたとしても、本件改正法附則1条及び2条の文言上同見解が採用できないことは、前記(2)に判示したとおりである。

また、加戸守行(元文化庁次長)「著作権法逐条講義三訂新版」(甲17)、作花文雄(元文化庁著作権課課長補佐)「詳解著作権法第3版」(甲19)、佐野文一郎(元文化庁著作権課長)・鈴木敏夫「新著作権法問答」(甲20)、佐野文一郎「著作権制度改正の概要」ジュリスト452号(甲21)、吉田大輔

(元文化庁著作権課長)「明解になる著作権201答」(甲22),文化庁「最新版著作権法ハンドブック1987」(甲23)及び著作権法令研究会「著作権法ハンドブック」(甲24)の各文献では,いずれも,昭和7年1月1日以降死亡した者の著作権が現行の著作権法により保護されること,すなわち保護期間が昭和45年12月31日までのものについては,昭和46年1月1日施行の現行の著作権法により,さらに保護を受けられることが明記されている。

しかしながら,上記各文献は,いずれも,現行の著作権法の適用関係についての文化庁又はその関係者の見解を示したものにすぎず,本件改正法附則2条の解釈を示すものではない。また,田村善之「著作権法概説第2版」(甲18)も,上記文献(甲17)の記述を引用したものにすぎない。

(5) 債権者の主張2(3)について

債権者の引用する最高裁昭和53年(オ)第647号同54年4月19日第一小法廷判決・判例タイムズ384号81頁は,静岡県教育委員会の定めた「教職員の優遇退職実施要綱」において,満60歳に達したか否かが問題となり,年齢計算ニ関スル法律に基づき,当該年齢に達する日について,出生応当日の前日であると判断した原審である東京高裁昭和52年(ネ)第2291号同53年1月30日判決・判例タイムズ369号193頁の判断を是認し,いわゆる例文で上告を棄却したものである。また,大阪高裁昭和54年(行ケ)第2号同年11月22日判決・判例タイムズ407号118頁は,公職選挙法9条の「年齢満二十年以上の者」について,年齢計算ニ関スル法律に基づき,当該年齢に達する日が出生応当日の前日であると判断したものであり,上告審の判断は示されていない。

これらの裁判例で,出生応当日の前日に当該年齢に達するとした判断は,一般に年齢計算につき理解されたところに従った結論にすぎず,債権者が主張するように,1日の時間的な始点と終了点を持ち出して,形式的には翌日に生じるように読める効果を前日に認めたり,形式的には前日に効力が消滅しているように読める効果を翌日まで認める解釈をしたものとはいえない。

(6) 債権者の主張3について

債権者は,債権者の解釈を前提とする著作権実務が運用されて定着しているとして,法解釈の安定性の観点を指摘する。

なるほど,前記認定のとおり,著作権法を所管する文化庁が債権者の解釈と同一の見解を表明してきたものであり,これに対する債権者の期待は,十分に理解することができる。そして,著作権法に限らず,あらゆる法分野において,一国の法制度として,事前に権利の範囲や法的に擁護される利益が明確であって,これらの侵害に対して確実に事後の救済がされるような法的安定性と具体的妥当性の確保されていることが望ましいことはいうまでもない。しかしなが

ら、本件改正法附則 2 条の適用関係に関する文化庁の上記見解は、従前司法判断を受けたものではなく、これが法的に誤ったものである以上、誤った解釈を前提とする運用を将来においても維持することが、法的安定性に資することにはならない。

また、債権者は、知的財産権の保護を重視する時代の要請を指摘する。しかしながら、著作権法は、著作者の権利を定め、その文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とした法律である（著作権法 1 条）。上記著作権法の目的を実現し、知的な創造活動を促進して、より高度な創造に向けた意欲を与え、他方で、その成果を活用して社会を発展させるために、権利の保護と公正な利用のバランスを失してはならないことはいうまでもない。本件改正法は、映画の著作物の保護期間を公表後 50 年から 70 年に延長するものであり、その適用があるか否かによって、著作物を自由に利用できる期間が 20 年も相違することになる。

しかも、著作権侵害が差止め及び損害賠償の対象となるのみならず、刑事罰の対象となること（著作権法 119 条以下）をも併せ考えれば、改正法の適用の有無は、文理上明確でなければならず、利用者にも理解できる立法をすべきであり、著作権者の保護のみを強調することは妥当でない。

(7) 小括

以上のとおり、本件映画については、本件改正法が適用されずに、平成 15 年の経過、すなわち、同年 12 月 31 日の終了をもって保護期間が満了したものである。

したがって、本件映画については、我が国においては、既に著作物の保護期間が満了したパブリックドメインに帰属する著作物というべきであるから、債権者の被保全権利が認められないことになる。

3 結論

以上の次第であるから、保全の必要性について判断するまでもなく、債権者の申立ては、理由がないことに帰する。

よって、主文のとおり決定する。

〔論 説〕

1. 妥当な判断である。

映画の著作権の存続期間については、一般の著作権の存続期間についての規定（著 51 条 2 項、52 条、53 条）が変更なかったのに対し、平成 15 年（2003 年）の法改正によって、公表後 50 年から 70 年に延長されるという特例があった。その理由は、ディズニー法と悪口と呼ばれているような米国著作権法の映

画の著作権の存続期間の延長改正に影響されたといえる。それにしても、わが国における前回の著作権法改正時に、一般の著作物についての著作権の存続期間はさておいて、特に映画の著作権だけを公表後 50 年から 70 年に延長したことは不公平と見る向きもあるが、映画の著作権の帰属（29 条 1 項）との関係を考慮したのだろう。

そのような批判がある中で、原告が提出し判決が紹介している文化庁著作権課筋の発行著書にはいずれも、著作権の満了日の 12 月 31 日午後 12 時と施行日の翌年 1 月 1 日午前 0 時とが同一時点であることから、翌年 1 月 1 日施行の保護期間規定が前年末に保護期間の満了するはずであった著作物にも適用されるという奇妙な解釈は、現行著作権法の立法過程でも採用されていたという見解が記述されているということは、国民として驚きである。

このような行政側側の曲解ないし誤解に対し、裁判所は、本件映画の保護期間の終期の計算について、本件映画が公表された日の属する年の翌年である昭和 29 年（1954）から起算する（著 57）。そして、改正前の著 54 条 1 項では、映画の著作物は公表後 50 年を経過するまでの間存続するから、年による暦法的計算をして（民 143 条 1 項）、50 年目に当たる平成 15 年を経過するまでの間存続することになる。期間はその末日の終了をもって満了する（民 141 条）から改正前の著作権法下では、本件映画の著作権は平成 15 年の末日である平成 15 年 12 月 31 日を以って終了し、存続期間の満了によって消滅すると認定した。したがって、本件改正法附則 2 条により、本件改正法の適用はなく、なお従前の例によることになるから、本件映画の著作権はすでに存続期間の満了により消滅したと判断したが、全く問題はない。

2．債権者は、前記文化庁筋の見解が著作権実務の運用上定着していると主張するが、これに対し裁判所は、本件改正法附則 2 条の適用関係に関する文化庁の見解は、いまだ司法判断を受けたものではなく、これが法的に誤ったものである以上、誤った解釈を前提とする運用を将来も維持することが法的安定性に資することにはならないと説示したが、立派である。

その意味では今後、別件ではあるが、現行意匠法 3 条 2 項の解釈や改正意匠法 2 4 条 2 項の解釈をめぐって、改めて司法の判断を受ける時が来るかも知れない。

裁判所はさらに、映画の著作物の保護期間を公表後 50 年から 70 年に延長するという 20 年もの違いがあるし、著作権侵害の差止めや損害賠償の対象となるのみならず、刑事罰の対象ともなることを併せ考えれば、改正法の運用の有無は文理上明確でなければならないから、利用者にも理解できる立法をすべきであり、著作権者の保護のみを説明することは妥当でないと説示したことは、

全くそのとおりである。

3. したがって、本件映画には、本件改正法が適用されず、平成 15 年 12 月 31 日の終了をもって保護期間は満了したことになるから、債権者には本件映画についての債権者の被保全権利は認められないと判示したことは、全く正しい判断である。考えてみれば当然の事理で裁判所は説示しているのだが、久し振りに歯切れのいい判断に接した。ただし、この決定に対しては即時抗告がなされた。

ある著作権法の大家に「特許ニュース」をお送りしましたところ、「日本語を曲解せず素直に読み解きすべきことを改めて教える決定と思っています。」というご返事をいただいた。

4. 著作権の存続期間の問題といえば、「ポパイ」キャラクター事件のそれを思い出す。「サザエさん事件」(東京地判昭和 51 年 5 月 26 日)についての論評で、次のように明言している。

「『サザエさん』マンガの場合、連載された全部のものに一個の著作権が発生するのか、新聞に連載された毎日読切りのものに独立した著作権が発生するかについて、裁判所は判示している。しかし、キャラクターの商品化利用の問題にあっては、このような議論よりも、個々のキャラクターに対しても独立した著作権が発生することを明言すべきであった。ただこの場合、著作権の存続期間との関係から、キャラクターの著作権の起算はいつからすべきなのか、疑問が残る。しかし、最初に登場した日からと解するのが妥当であろう。」(拙著「商品化権」92 頁, 拙著「キャラクター戦略と商品化権」112 頁参照)

そして、後日、最高裁判所は「ポパイ第 2 事件」において、東京高判平成 4 年 5 月 14 日の判決を逆転し上告を認容した判決をし、「ポパイ」キャラクターの著作権の存続期間の起算日について私と同じ考え方を採り、法人著作であったマンガ「ポパイ」のキャラクターの保護期間は公表後 50 年であり、1929 年(昭 4)1 月 17 日が第 1 回作品の発表であるから、翌 1930 年(昭 5)1 月 1 日が起算日であり、これに「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律 4 条 1 項による米国国民の著作権」についての 3794 日の保護期間を加算しても、1990 年(平 2)5 月 21 日の経過をもって満了したから、「ポパイ」キャラクターの絵の著作権もすでに消滅していると認定したのである(前記「キャラクター戦略」165 頁参照)。

〔牛木 理一〕